



入院中の取締役会長の適正役員報酬

同族会社の役員が非常勤か、常勤かの区別についての争訟は、従来、事例の少なかった分野ですが、今回、税法データベースに会員から提供された次の事例は、入退院を繰り返していた取締役会長が、会社の業務にどのように従事していたか、その執務状況について、入院先の病院の付添婦の証言を添えるなど、関与税理士の緻密な立証の手法が話題を呼んでいます。昨年4月から税理士法2条の2に新設された補佐人の業務にも役立つ貴重な非公開裁決です。(平14.6.13 非公開裁決)(FO-2-101)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

建築工事業を営む同族会社A社の創業者である取締役会長甲は、発行済株式総数の54%を自己及び配偶者の親族で保有する実質的な支配株主です。

甲は、腎臓摘出、肺一部切除、脳出血、脳腫瘍摘出等の諸疾患により、長期にわたって入退院を繰り返していましたが、社長乙は若年であり、経営者としての経験もそう長くはなかったため、かなりの頻度で外出し、また頻繁に病室を訪れるA社の役員らから報告を受け、指示を行っていたところ、甲に対する役員報酬は適正であるとするA社の主張に対し、原処分庁は非常勤役員の報酬として過大であると主張して、争いになりました。

甲に対する役員報酬の支給状況と、原処分庁の主張する適正額は次のとおりです。

	A社支給額	原処分庁主張額
平成10年7月期	12,000,000 円	6,000,000 円
平成11年7月期	12,000,000 円	6,000,000 円
平成12年7月期	9,000,000 円	4,500,000 円

なお、この裁決では、他に役員退職給与及び弔慰金の適正額についても判断しています。

2. 審査請求人A社の主張

甲は、経営者として、営業、人事労務、資金調達のすべての分野において全般的に関与し、会社経営に関して自ら企画立案をし、又は企画立案を指示し、会社業務の細部まで報告させ、それをチェックしております、ここ10年間、極めて優良な業績を安定して上げていること、A社は直前10年間、平成10年7月期を除くすべての期において多額の利益処分による賞与を支給し、また、毎期配当も行っており、役員報酬を多く支給して節税を図るなどという意志はないこと、甲は、毎日一定時間会社にいたわけではないが、取締役会長としての勤務状況は常勤と何ら変わることのない状況であること、甲は、A社の借入金に対して連帯保証を行っているが保証料等は一切受け取っていないことなどの理由により、本件報酬額が過大であるとは言えない。

3. 審判所の判断

長期入院していた取締役会長甲は入退院を繰り返してはいたが、甲への役員報酬が増額された平成9年8月1日以後は、①入院している時期にも、毎日ではないものの会社の所在地に出向いており、その際、請求人の職務に従事しているほか、②請求人の業務に関連して病院から外出しており、③外出していない時も、病室で請求人の役員等から報告を受け、指示をしていた事実が認められ、④また、入院の状況が免疫療法及び物理療法であったこと、⑤病院付添婦の証言等を考え合わせると、甲は、かなりの頻度で請求人の職務に従事していたと認められ、甲はA社の常勤役員であり、その役員報酬に不相応に高額な部分はない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

以上の裁判例について詳細(全文・A4判23頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。